

「自治体システム等標準化検討会」

第10回議事概要

日 時：令和3年9月16日（木）13時～

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座 長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

渡邊 康之 筑西市企画部情報政策課係長

塩原 幸恵 前橋市未来創造部情報政策課主任（代理出席）

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰晴 藤沢市総務部情報システム課長

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

松下 大輔 飯田市市民協働環境部市民課係長（代理出席）

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合事務局 副主幹（代理出席）

藤井 敏久 京都府町村会業務課長

川島 正治 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

黒田 治臣 全国町村会行政部参事（代理出席）

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構被災者支援システム全国サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

前田みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

吉川 浩民 総務省自治行政局長
阿部 知明 総務省大臣官房審議官
三橋 一彦 総務省自治行政局行政課長
中西 則文 総務省自治行政局行政課 理事官
長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長
影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐
田中 良斉 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長
池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長
小牧兼太郎 総務省自治行政局地域情報化企画室長
細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐
金子 将大 総務省情報流通行政局地域通信振興課係長
佐々木弘和 総務省サイバーセキュリティ統括官室主査
(準構成員)
杉 優一 株式会社 RKKCS 企画開発本部次世代システム開発部開発2課 (代理出席)
上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長
新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部住民情報・福祉情報システムグループ課長 (代理出席)
竹前 久 株式会社電算公共開発本部公共ソリューション1部主任
藤野 正則 日本電気株式会社公共システム開発本部プロジェクトマネージャー
佐々木 誠 株式会社日立システムズ公共・社会事業グループ公共パッケージ事業部 (代理出席)
大村 周久 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部長

【議事】

1. 全国照会の結果について
2. 印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】の作成について
3. 戸籍附票の標準化に向けた検討について

【概要】

1. 全国照会の結果について
2. 印鑑登録システム標準仕様書【第1.0版】の作成について
事務局より、「印鑑登録システム標準仕様書(案)全国照会結果について.pdf」について説明を実施

・原票における「性別」の取り扱い

Op.17「性別」について、項目を原票に設けるかといった点について、現状の結論としては実装してもしなくても良い機能とするため項目を設けないことも許容すると理解した。しかし個人の住民データに関するところであるため、項目は実装すべき機能に残しつつ、入力するかどうかについて自治体の判断とする形式とするのはいかがか。

→住民基本台帳は多岐にわたる行政サービス分野で利用されるため、「性別」という項目は必要であることが考えられる。一方、印鑑は、印鑑登録証明書にのみ使用されることを踏まえ、「証明事項」として「性別」が必ずしも必要でないことから、「実装してもしなくても良い機能」と位置づける方向で検討した。しかしながら、ご指摘のとおり、実装すべき機能としてデータ項目は設けているものの、例えば、実装すべき機能とした上で空欄を許容することで、条例の規定と整合性を持たせることができるのであれば、そのような運用も考えられるため、再度検討したい。

・原票における印影の取り扱い

○印鑑登録原票について確認したい。事務処理要領上、印影以外については、磁気ディスクをもって調製することができるといった記載がある。今回の仕様書において、印影についても可視台帳を作成しないことも許容するとのことだったが、どのような整理か。

→事務処理要領はご指摘のとおりとなっている。今回のアンケート結果を踏まえ、標準仕様書はシステム開発の都合上このタイミングで整理をした。事務処理要領を変更するとなると、各自治体において場合によっては条例改正を要することも想定されるため、今後、事務処理要領についても見直しに向けて、住民制度課において検討し、自治体の皆様にご意見を伺うことになると思う。

・ご意見を踏まえた個別の論点 | 1. 印鑑登録事務における決裁について

○決裁権者が不在中に決裁未実施の状態では証明書を発行することは実務としてある。許容していただけないと、実務上困難が生じる。

→審査の機能がない場合、間違った情報で登録が進み印鑑登録証明書を発行してしまう可能性がある。決裁の機能は必要であると思う。

→住民票に比較し誤記等が少ないため、規模の小さい市町村において決裁は必要ではないと思う。ご提示いただいているとおり「登録行為である以上決裁が必要」とのことであれば、その他の基幹システムについてもすべてそのようなつくりにする必要があるのではないか。また、決裁権者が決裁すべきであると思うため、そういった面からも難しい。

→システムの機能として、仮登録から決裁を経て本登録になる流れを確認したい。

→最終的には印鑑登録証明書という形で公証行為になることを鑑みると、住民票の写し/印鑑登録証明書にかかわらず、しっかりとしたプロセス及び組織としての決定

- が必要だと考える。したがって、決裁機能をなくすことはできない。不在時や繁忙期において決裁権者が決裁を実施できない場合は、行政の仕組みとしては、代決の形になるものと考えられる。その流れをどのようにシステムで担保するかについては、機能要件の「実装方法」となり、ベンダにおいて様々な仕組みが考案されると想定する。イメージとしては、窓口が受付した内容を仮登録状態で入力し、決裁権者の端末に送付され決裁となることなどが想定されるのではないか。
- 電子決裁機能も持つイメージとなり、かなり複雑になる。仮登録の後の決裁を連続的に実施することができれば、実際の決裁実施有無にかかわらず様々な自治体において対応が可能ではないか。
 - 賛同する。
 - 2段階の状態(仮登録・本登録)を経て、チェック機能が働いていることが重要である。同端末で決裁をするパターンや、別の端末で別の者が決裁するパターン等、システムの実装方法は色々だと考える。
 - 現場の実態が法的な考え方と乖離していることがあるが、実際には事務局の説明どおり、権限に基づく決裁機能が必要である。決裁権者の不在時の対応においても、決裁の規定等において印鑑登録事務の代決者を定めるといった運用は可能である。職員一人が登録及び判断をして証明書発行ができるという状況はリスクが高いため、避けなければならないと考える。このことを前提とした手続きについて、各自治体において再検討する必要があると考えている。
 - 事務上決裁が必要なことについて異論はないが、システム上に設けるべきか、紙決裁を可能とするかについてはどのような結論とするか。
 - デジタルでの処理を実施することが重要だと考えているため、システム上決裁処理をしていただくことが原則と考える。それに加えて、紙に出力して確認する目的等で紙決裁を実施したいということがあれば、それを制約することは考えていない。システムで決裁をすれば紙で実施する必要性はないと考えるが、各自治体の判断によると考える。
 - 仕様書の記述としては現状から変更なしという理解でよいか。
 - 変更なしとしたい。紙決裁について仕様書に盛り込む想定はない。
 - システム上の実装についてはベンダ側の工夫として考える。その上で、紙決裁については特に仕様書において記載がなされないということで理解した。
 - 住基の審査・決裁については、一括決裁や画面イメージ等が標準仕様書上に記載されていた。印鑑については決裁機能が実現されるにあたって、画面上の確認方法はベンダの実装次第という立て付けでよいか。
 - お見込みのとおり。そのあたりも標準仕様として定めてほしいという意見があれば、検討する。
 - 印鑑の決裁と文書システム上の決裁は別で存在するため、文書管理としての決裁は別で必要であると考え。システムに求める機能としては、仮登録と本登録というダブルチェックをする機能があればよいのではと考える。

- 賛同する。
- 受付と審査を別の職員が行うことを原則とし、それに基づくシステムデザイン、また、自治体の決裁規定にもそれを盛り込む、ということだろうと考える。文書の決裁として、後でまとめて行うことについては、各自治体に委ねて良いと考える。
- 現状の記載のまま、いただいたご意見の対応は可能と考える。

・ご意見を踏まえた個別の論点 | 2. 印影の登録時におけるゴミの除去について
○ゴミの除去については許容しないということとしたいがいかがか。

- ゴミの消除の問題については、許容するといった考えもあるが、制度的、法的にも疑念が残るため、事務局提示の方針でよいと考える。

・ご意見を踏まえた個別の論点 | 3. 印影の登録時に記録する項目について

○旧システムから新システムに移行するにあたり、画像データのヘッダ情報が様々であるため、標準的に実装されるべき項目が存在しないことで移行コストがかかるというご意見だと考える。移行にあたり必要最低限の情報がなかった場合にどの程度コストが増大するのかについて、ベンダに対して伺いたい。

- 「ヘッダ情報」について、画像データと印鑑登録情報を紐づけるために必要となる項目と理解すればよいか。

→当然ながら、画像データと4情報の紐づけは必要である。今回検討したいのは、それ以外にも、縦横の解像度等の情報が必要かについてである。このようなデータの要件についてはデジタル庁にて検討中の「データ要件」にも影響があると考えられるため、この場だけでは決定できない要素はあるが、議論として提示した。

- ビットマップのバイナリのデータであれば、最初の数十 Byte 程度をヘッダ情報とし、「ビットマップデータである」といった情報や画像データのサイズ等の情報が入っており、その後実際の画像イメージ部分になるといった構造をしている。本来すべて揃っていないければビットマップデータとして成立しない。ただし何らかの理由でヘッダ情報を削り、画像イメージ本体の部分のみ保管しているというようなケースがある場合、データ形式やファイルサイズが不明となって変換できなくなってしまう。おそらく当該指摘はそのような例外的な保管方法を許容せず、ヘッダ情報も込みで保管すべきという指摘だと考える。

→印鑑のみにかかわらず全体に影響する話であると理解した。デジタル庁においてビットマップデータの際のヘッダ情報についてすでに議論されていることはあるか。

- そこまでの議論には至っていないが、必要だと考えている。機能要件の中で必要であると判断したものは、我々で検討する形にしたいと考える。現場の事情・ニーズを提示いただければと考えている。

→どのシステムでも読めるための条件として、規定しておくことは必要だと考える。

- 仕様書においてヘッダ情報について記載を規定する対象となる印影は、過去に読み取った印影を含むか。過去様々な形式が存在したため、既にヘッダ情報につい

- て不明な印影データがある場合、現実的に難しいのではと考える
- 今後登録するものは当然ヘッダ情報をセットする必要があると考える。過去の印影データの解像度と同様、過去の印影データにファイル形式が異なるデータやヘッダ情報が不明なデータがあった場合、一度プリントアウトして再読み込みという形が可能であれば、その際にファイル形式やヘッダ情報を整えることも想定される。ただしその場合印影自体が維持できるのか等、検証する必要があると考える。
 - システムから再度打ち出して再読み込みをすることはあまり想定されないが、可視台帳から印影を再度読み込むことであれば可能だろう。現行のシステムの印影データが移行できない場合の作業にかかる経費については、移行支援の補助対象にして頂けると、自治体としては安心できるのではと考える。
 - 継続論点となっているため、本日結論を出すものではないが、議論を整理する中で何らかの作業が発生する場合については経費についてもご考慮いただきたいということだと理解した。
 - 中間標準レイアウト上はメタデータとして入れるのか、別の項目で管理するのが定かではないが、イメージのバイナリデータ・データ画像形式・解像度・水平ピクセル・垂直ピクセルといった項目の所持について規定している。

○本検討会として、印鑑登録システム標準仕様書第 1.0 版について、いただいたご意見は座長、会長、事務局において整理し、適宜修文して、標準仕様書及び照会結果としてとりまとめることとしてよいか。

→(異議なし)

・戸籍附票の標準化に向けた検討について

事務局より、「戸籍附票システム標準仕様書策定に向けた対応方針(案).pdf」について説明を実施

→(意見なし)

○今後、戸籍附票システムの標準化に向けた検討についても適宜進めていく。分科会にご参加いただく皆様に対しては、改めてご案内する。

以上